

新座市キャッシュレス決済ポイント還元事業(第3弾)業務委託に係る質問回答書

No.	質問内容	回答
1	事業を告知する WEB サイトの過去実績をご提示いただくことは可能でしょうか。	既に掲載が終了しているサイトページであるため、御提示はできません。
2	事業広報は、過去にどのような実績がありますでしょうか。	過去2回の実施時では、特設ホームページ、ポスター、ステッカー、スイングPOP及びリーフレットです。
3	過去に事業者に向けて、キャンペーンの終了告知はどのように行いましたか。	過去2回実施した際には、早期終了の対応には至らず、予定した期間どおりの実施となりました。このため、事業者に向けて事前に終了告知を行いませんでしたが、今回、早期終了の可能性もありますので、事業者及び市民に向けた告知方法等について提案をお願いします。
4	キャンペーン期間中、一番利用率を上げたいターゲットの年齢層はどの層ですか。	本事業は、広く市民及び事業者を対象とした物価高騰対策であるため、ターゲット層は定めていません。しかしながら、キャッシュレス決済の普及も目的の一つに掲げているため、これまで馴染みのなかった方にも利用していただけることを希望しています(デジタルデバйд対策)。
5	(データ整備関連)新座市様より受領するキャッシュレス事業者の店舗データ総数は概算でどれくらいでしょうか。(可能であれば、キャッシュレス事業者ごとのデータ数もご教示ください)	市は店舗データを持っていないため、受注者に店舗データを送付することはできません。受注者が「仕様書4.(2)」に記載する対象キャッシュレス事業者と調整の上、当該一覧のデータを市に提出していただく流れとなります。
6	(データ整備関連)データ受領時は、対象外店舗のデータは削除された状態でしょうか。	
7	(データ整備関連)加盟店向けツール送付数はどれくらいの数を想定されていますでしょうか。	市は店舗データを持っていないため、対象店舗の数は分かり兼ねます。御提案の中で提示ください。
8	(データ整備関連)成果物は加盟店向けツール送付用配送リストでありますでしょうか。	「仕様書 5.(3)」のとおり、受注者は店舗等に掲示するためのキャンペーンPRツールを作成し、全対象店舗に送付いただきます。また、実績報告書提出時に当該ツール作成物(現物)も併せて添付いただくことを想定しています。
9	コールセンターの受付時間は何時から何時を想定されていますでしょうか。	特に想定している時間はありませんが、本事業のコールセンターの運用に際し、必要と思われる受付時間の提案をお願いします。

10	コールセンターの開局期間について指定はございますか。	特に指定はありません。「仕様書 5.(5)イ」を御参照ください。
11	電話番号に指定はございますか。050 番号での運用は可能でしょうか。	指定はありません。050 番号での運用は可能です。 ただし、利用者にとっては、料金負担のないフリーダイヤルが望まれるため、今回の事業規模における必要な回線数も含め、提案をお願いします。
12	企画提案書(様式 3)について、A4 判用紙 30 枚以内とあるが、両面・片面どちらになるか。又、縦横指定はあるか。	両面・片面どちらでも可能です。紙の枚数として30枚以内としてください。 縦横の指定はありません。
13	企画提案書(様式 3)2 業務実績について、弊社グループ内では関連業務の運営について、同一事務局にて対応しているが、グループ会社契約の実績も含めて記載しても問題ないか。	本事業に係る運用ノウハウ等をグループ会社内で共有することが可能な体制であれば、グループ会社契約の実績も含めて記載しても支障ありません。ただし、その場合、正確な実施主体者が分かるように記載ください。
14	仕様書 5.(5)コールセンターの設置について、設置期間が概ね 2 週間前からと記載があり、仕様書 6.事業スケジュールには、8 月上旬コールセンター開設と記載がある。設置期間は事業者が定める期間で問題ないか。	提案者が考える期間で提示いただいて問題ありません。ただし、最終的には発注者と受注者が協議した上で設置期間を決定します。
15	対象店舗店頭掲示用のキャンペーンPRツール作成及び送付について 対象の店舗は委託側の作成という認識でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。キャッシュレス事業者と調整いただいた上、当該一覧のデータを市に提出していただく流れとなります。
16	対象店舗店頭掲示用のキャンペーンPRツール作成及び送付について 対象店舗の定義を教えてください。(事業規模、所在地、キャッシュレス取り扱いがひとつでもある店舗)	対象店舗の定義は「仕様書4.(2)」記載のとおり「対象キャッシュレスを導入している市内所在の中小企業者」です。 なお、事業規模については、第2弾実施の際、大型店・大型商業施設・コンビニエンスストアなどを除く資本金 5,000 万円以下の事業者を対象として実施しており、今回も同様の基準を想定しています。 また、キャッシュレス取り扱いが1つでもある店舗が対象となりえます。